

平成 30 年 10 月 25 日付け 30 生セ第 0725001 号

一部改正 令和元年 11 月 21 日

一部改正 令和 2 年 9 月 14 日

「イノベーション創出強化研究推進事業」評価実施要領

第 1 趣旨

イノベーション創出強化研究推進事業の進捗管理を行い、効率的で効果的に事業を行うため、「イノベーション創出強化研究推進事業に係る運営管理委員会設置要領（平成 30 年 2 月 1 日付け 29 農会第 811 号農林水産技術会議事務局長通知。以下「設置要領」という。）、基礎的委託研究事業実施規程（15 規程第 73 号。以下「実施規程」という。）及び基礎的委託研究評議委員会運営規則（15 規則第 45 号。以下「運営規則」という。）並びに本要領に定めるところにより、試験研究計画における研究成果の評価（以下「評価」という。）を実施する。

第 2 評価を行う委員会等

- 1 本事業の評価は、運営規則第 1 条で設置する評議委員会（以下「委員会」という。）において実施する。
- 2 委員会は、次の条件を満たす者のうち、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）の所長（以下「所長」という。）が、運営規則第 6 条第 2 項に基づき、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家及び行政関係者（地域農林水産業への成果の普及等を図る観点から地方出先機関の役職員を含む。）等により構成するものとする。
 - （1）設置要領第 2 の農林水産省に設置される運営管理委員会（以下「運営管理委員会」という。）が指名した者であること。
 - （2）本事業の評価について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から評価を行うことができる者であること。
 - （3）その氏名、所属、研究論文等の実績及び主な経歴並びにその者が行う評価結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 委員の選任に当たっては、公正で透明な評価を行う観点から、特段の理由がある場合を除き、試験研究計画と利害関係を有する者は選任しない。
利害関係を有する場合とは、委員が次の（1）から（7）のいずれかに該当

する場合とする。

- (1) 当該試験研究計画の中で研究課題担当者となっている場合。
- (2) 当該試験研究計画の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
- (3) 当該試験研究計画の研究課題担当者と親族関係にある場合。
- (4) 当該試験研究計画の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合。
- (5) 当該試験研究計画の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
- (6) 当該試験研究計画の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
- (7) その他、所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。

4 当該試験研究計画について利害関係を有する委員は、評価の実施前までに必ず生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。

5 委員は、評価により知り得た秘密情報について、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 平成29年度以前採択課題の試験研究成果の評価

1 対象とする試験研究計画

平成29年度までに農林水産省の農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業実施要領（平成25年4月1日付け24農会第1027号農林水産技術会議事務局長通知）に基づき採択され、平成30年度に生研支援センターに移管された試験研究計画（平成30年度以降にステージ移行した試験研究計画を除く。）を対象とする。

2 中間評価

- (1) 中間評価は、研究期間が5年間又は4年間である試験研究計画にあつては3年度目に、研究期間が3年間である試験研究計画にあつては2年度目にそれぞれ行うものとする。研究期間が1年間又は2年間である試験研究計画については、中間評価を実施しないものとする。中間評価に当たっては、試験研究計画ごとに、試験研究計画の目標に対する試験研究成果及び終了年度までの試験研究計画の実施内容等について、委員会が当該試験研究計画の研究統括者等からの報告等を踏まえて評価を行う。

- (2) 委員会は、試験研究計画ごとの当該試験研究分野の外部専門家により構成するものとする。
- (3) 中間評価の対象となる研究課題に係る研究機関等は、あらかじめ中間評価用報告書を作成し、生研支援センターに提出するものとする。
- (4) 生研支援センターは、(3)により提出のあった中間評価用報告書を委員に送付するとともに、研究成果に対する評価を記入するための様式を作成し、委員に配付又は送付し、取集又は回収し、集計する。
- (5) 委員は、中間評価用報告書を基に、別紙1に定める評価基準に基づき、書面による評価を行う。評価を行うに当たっては、当該試験研究計画の代表機関等からヒアリングを行うことができるものとする。
- (6) 生研支援センター所長は、(5)の評価結果を運営管理委員会に報告するものとする。
- (7) 生研支援センター所長は、設置要領第3の1の(5)の中間評価結果等を踏まえた改善策に係る指導を踏まえ、研究統括者に評価結果を通知するとともに、その概要をウェブサイトで公表する。
- (8) 生研支援センター所長は、中間評価における委員会の評価と次年度以降において改善すべきとされた試験研究計画の事項について、必要に応じて研究総括者に評価結果に基づく次年度以降の試験研究計画の修正又は打ち切り等を指示するものとする。

3 終了時評価

- (1) 終了時評価は、試験研究計画ごとに、研究終了年度の年度末までに、得られた試験研究の成果の達成度等について、委員会が当該試験研究計画の研究統括者等からの報告等を踏まえて評価を行う。
- (2) 委員会は、試験研究計画毎の当該試験研究分野の外部専門家により構成するものとする。
- (3) 終了時評価の対象となる研究課題に係る研究機関等は、あらかじめ終了時評価用報告書を作成し、生研支援センターに提出するものとする。
- (4) 生研支援センターは、(3)により提出のあった終了時評価用報告書を委員に送付するとともに、研究成果に対する評価を記入するための様式を作成し、委員等に配付又は送付し、取集又は回収し、集計する。
- (5) 委員は、終了時評価用報告書を基に、別紙2に定める評価基準に基づき、書面による評価を行う。評価を行うに当たっては、当該試験研究計画の代表機関等からヒアリングを行うことができるものとする。
- (6) 生研支援センター所長は、(5)の評価結果を運営管理委員会に報告するものとする。

- (7) 生研支援センター所長は、設置要領第3の1の(6)の終了時評価結果等を踏まえた成果の活用に係る指導を踏まえ、研究総括者に評価結果を通知するものとするとともに、その概要をウェブサイトで公表する。

4 次の研究ステージへの移行に係る評価

「イノベーション創出強化研究推進事業実施要領（平成30年6月29日付け30生セ第0329004号。以下、「実施要領」という。）」Ⅱの2の(4)に定める次の研究ステージへの移行に係る評価（以下、「移行評価」という。）に関する事項については、以下のとおりとする。

(1) 移行評価の時期

基礎研究ステージ及び応用研究ステージを実施した研究課題について、研究終了時に、移行評価を行うものとする。

(2) 移行評価の方法

生研支援センターは、基礎研究ステージ及び応用研究ステージを実施した研究課題のうち次の研究ステージへの移行を希望する研究課題について、3に基づく終了時評価を行うものとする。

(3) 次の研究ステージへの移行に係る審査の対象課題

ア 生研支援センター所長は、(2)の評価結果において、総合評価がA評価である研究課題について、「イノベーション創出強化研究推進事業審査実施要領（平成30年5月28日付け30生セ第0222003号。以下「審査要領」という。）」第5の次の研究ステージへの移行に係る審査（以下、「移行審査」という。）の対象課題として、運営管理委員会に諮るものとする。

イ 生研支援センター所長は、設置要領第3の5に基づく運営管理委員会からの通知において、移行審査の対象に選定された研究課題について、審査要領第5に基づき審査を行うものとする。

第4 平成30年度採択課題の試験研究成果の評価

1 対象とする試験研究計画

平成30年度に本事業に新たに採択された試験研究計画（平成30年度にステージ移行した試験研究計画を含む）を対象とする。

2 中間評価

- (1) 中間評価は、研究期間が5年間である試験研究計画にあつては3年度目に、研究期間が4年間又は3年間である試験研究計画にあつては2年度目にそれぞれ行うものとする。研究期間が1年間又は2年間である試験研究

計画については、中間評価を実施しないものとする。中間評価に当たっては、試験研究計画ごとに、試験研究計画の目標に対する試験研究成果及び終了年度までの試験研究計画の実施内容等について、委員会が当該試験研究計画の研究統括者等からの報告等を踏まえて評価を行う。

- (2) 委員会は、研究ステージごと（基礎研究ステージ、応用研究ステージ、開発研究ステージ）に、外部専門家及び農林水産省職員により構成するものとする。評価を行うに当たっては、第2の3により評価に加わらない委員及びやむを得ない理由により評価に加わらない委員を除き、全委員の過半を超える委員が出席するものとする。
- (3) 中間評価の対象となる研究課題に係る研究機関等は、あらかじめ中間評価用報告書を作成し、生研支援センターに提出するものとする。
- (4) 委員は、中間評価用報告書を基に、別紙3に定める評価基準に基づき、面接による評価を行う。
- (5) 生研支援センター所長は、(4)の評価結果を運営管理委員会に報告するものとする。
- (6) 生研支援センター所長は、設置要領第3の1の(5)の中間評価結果等を踏まえた改善策に係る指導を踏まえ、研究統括者に評価結果を通知するとともに、その概要をウェブサイトで公表する。
- (7) 生研支援センター所長は、中間評価における委員会の評価と次年度以降において改善すべきとされた試験研究計画の事項について、必要に応じて研究統括者に評価結果に基づく次年度以降の試験研究計画の修正又は打ち切り等を指示するものとする。

3 終了時評価

- (1) 終了時評価は、試験研究計画ごとに、研究終了年度の年度末までに、得られた試験研究の成果の達成度等について、委員会が当該試験研究計画の研究統括者等からの報告等を踏まえて評価を行う。
- (2) 委員会は、研究ステージごと（基礎研究ステージ、応用研究ステージ、開発研究ステージ）に、外部専門家及び農林水産省職員により構成するものとする。評価を行うに当たっては、第2の3により評価に加わらない委員及びやむを得ない理由により評価に加わらない委員を除き、全委員の過半を超える委員が出席するものとする。
- (3) 終了時評価の対象となる研究課題に係る研究機関等は、あらかじめ終了時評価用報告書を作成し、生研支援センターに提出するものとする。
- (4) 委員は、終了時評価用報告書を基に、別紙4に定める評価基準に基づき、面接による評価を行う。ただし、課題の進捗状況等を踏まえ、書面による

評価を行うことができるものとする。

(5) 生研支援センター所長は、(4) の評価結果を運営管理委員会に報告するものとする。

(6) 生研支援センター所長は、設置要領第3の1の(6)の終了時評価結果等を踏まえた成果の活用に係る指導を踏まえ、研究統括者に評価結果を通知するものとするとともに、その概要をウェブサイトで公表する。

4 次の研究ステージへの移行に係る評価

実施要領Ⅱの2の(4)に定める移行評価に関する事項については、以下のとおりとする。

(1) 移行評価の時期

基礎研究ステージ及び応用研究ステージを実施した研究課題について、研究終了時に、移行評価を行うものとする。

(2) 移行評価の方法

生研支援センターは、基礎研究ステージ及び応用研究ステージを実施した研究課題のうち次の研究ステージへの移行を希望する研究課題について、3又は第3の3に基づく終了時評価を行うものとする。

(3) 次の研究ステージへの移行に係る審査の対象課題

ア 生研支援センター所長は、(2)の終了時評価結果において総合評価がA評価の研究課題について、審査要領第5の移行審査の対象課題として、運営管理委員会に諮るものとする。

イ 生研支援センター所長は、設置要領第3の5に基づく運営管理委員会からの通知において、移行審査の対象に選定された研究課題について、審査要領第5に基づき審査を行うものとする。

第5 令和元年度以降採択課題の試験研究成果の評価

1 対象とする試験研究計画

令和元年度以降に本事業に新たに採択された試験研究計画(令和元年度以降にステージ移行した試験研究計画を含む)を対象とする。

2 中間評価・毎年度評価

(1) 中間評価は、研究期間が5年間である試験研究計画にあつては3年度目に、研究期間が4年間又は3年間である試験研究計画にあつては2年度目にそれぞれ行うものとする。また、毎年度評価は、3の終了時評価の実施年度以外の年度に行うものとする。

(2) 委員会は、研究ステージごと(基礎研究ステージ、応用研究ステージ、

開発研究ステージ)に、外部専門家及び農林水産省職員により構成するものとする。評価を行うに当たっては、第2の3により評価に加わらない委員及びやむを得ない理由により評価に加わらない委員を除き、全委員の過半を超える委員が出席するものとする。

- (3) 評価の対象となる研究課題に係る研究機関等は、あらかじめ評価用報告書を作成し、生研支援センターに提出するものとする。
- (4) 委員は、評価用報告書を基に、別紙3に定める評価基準に基づき、面接による評価を行う。ただし、毎年度評価については、課題の進捗状況等を踏まえ、書面による評価を行うことができるものとする。
- (5) 実施要領Ⅲの1の(3)の②のアに定めるPD(プログラム・ディレクター)は、(4)の評価結果を参考に点検を実施する。なお、PDによる点検項目は、別紙3の評価基準を準用して行うものとする。また、点検項目には、次年度の試験研究計画の見直しの指導及びその実施に関する督促、研究課題の予算の増減、試験研究計画の中課題の統廃合が含まれるものとする。
- (6) 生研支援センター所長は、(4)の評価結果及び(5)のPDによる点検結果を運営管理委員会に報告するものとする。
- (7) 生研支援センター所長は、設置要領第3の1の(5)の評価結果等を踏まえた改善策に係る指導を踏まえ、研究統括者に評価結果を通知するとともに、その概要をウェブサイトで公表する。
- (8) 生研支援センター所長は、(7)の運営管理委員会の指導結果において改善すべきとされた試験研究計画の事項に基づき、研究統括者に次年度以降の試験研究計画の修正又は打ち切り等を指示するものとする。

3 終了時評価

- (1) 終了時評価は、試験研究計画ごとに、研究終了年度の年度末までに、得られた試験研究の成果の達成度等について、委員会が当該試験研究計画の研究統括者等からの報告等を踏まえて評価を行う。
- (2) 終了時評価については、第4の3に基づき行うものとする。

4 次の研究ステージへの移行に係る評価

実施要領Ⅱの2の(4)に定める移行評価に関する事項については、第4の4に基づき行うものとする。

5 緊急対応を要する研究課題の終了時評価

- (1) 実施要領Ⅱの2の(3)の③の緊急対応を要する研究課題の終了時評価

は、試験研究計画ごとに、得られた試験研究の成果の達成度等について、委員会が当該試験研究計画の研究統括者等からの報告等を踏まえて評価を行う。

(2) 緊急対応を要する研究課題の評価については、第3の3に基づき行うものとする。ただし、評価基準については、別紙4に基づき行うものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月14日から施行する。

別紙 1 (平成 29 年度以前採択課題中間評価基準)

イノベーション創出強化研究推進事業 (平成 29 年度以前採択課題) 中間評価基準

評価の観点	評価項目		評価基準
効率性	研究実施状況の妥当性	以下の観点について、評価時点までと今後の研究計画の効率性についての評価。 a. 研究コスト及び費用対効果 b. 人員の配分 c. 研究期間 d. 研究方法 e. 参画機関の役割分担 f. 責任体制	A : 妥当 B : 概ね妥当 C : あまり妥当でない D : 妥当でない の 4 段階で評価を行う。
有効性	目標の達成度・達成可能性	a. 評価時点までの目標の達成度 b. 研究期間内における目標の達成可能性 特に、研究開始時に設定した中間時の進捗目標値との整合性を評価。	A : 想定以上 B : 想定どおり C : やや想定以下 D : 大幅に想定以下 の 4 段階で評価を行う。
	研究成果の経済性・普及性、波及性、発展可能性	評価時点までの研究成果を勘案し、以下の項目について評価。 a. 経済性 (低価格・低コストであるか、生産性や収益性の向上に資するか等) b. 普及性・波及性 c. 事業化の可能性、その他の発展可能性	A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い の 4 段階で評価を行う。
	研究成果の優秀性	評価時点までの論文、特許等の研究成果の優秀性について評価する。	A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い の 4 段階で評価を行う。
総合評価	上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		A : 一層の推進を期待 B : 現状どおり実施 C : 計画を縮小して実施 D : 中止すべき の 4 段階で評価を行う。

※ 1 評価は A B C D の 4 段階とする。

※ 2 各評価項目について、A : 3 点、B : 2 点、C : 1 点、D : 0 点として、評価項目毎に集計し、評価委員の人数で割った平均点 (小数点第 2 位四捨五入) により、2.5 点以上を A 評価、1.5 点以上を B 評価、0.5 点以上 1.5 点未満を C 評価、0.5 点未満を D 評価とする。

※ 3 各評価項目の「総合評価」への反映基準として、以下とする。

- ① 評価項目のうち 1 項目以上が D である場合、総合評価は D
- ② 評価項目のうちすべてが C 以上である場合 (③、④を除く)、総合評価は C
- ③ 評価項目のうちすべてが C 以上、かつ、3 項目以上が B 以上である場合 (④を除く)、総合評価は B
- ④ 評価項目のすべてが B 以上 (うち 1 項目以上が A) である場合、総合評価は A

別紙 2（平成 29 年度以前採択課題終了時評価基準）

イノベーション創出強化研究推進事業（平成 29 年度以前採択課題） 終了時評価基準

評価の観点	評価項目		評価基準
効率性	研究実施状況の妥当性	以下の観点について研究実施状況の妥当性についての評価。 a. 研究コスト及び費用対効果 b. 人員の配分 c. 研究期間 d. 研究方法 e. 参画機関の役割分担 f. 責任体制	A：妥当 B：概ね妥当 C：あまり妥当でない D：妥当でない の 4 段階で評価を行う。
有効性	目標の達成度	評価時点までの目標の達成度についての評価。	A：想定以上 B：想定どおり C：やや想定以下 D：大幅に想定以下 の 4 段階で評価を行う。
	研究成果の経済性・普及性、波及性、発展可能性	評価時点までの研究成果を勘案し、以下の項目について評価。 a. 経済性（低価格・低コストであるか、生産性や収益性の向上に資するか等） b. 普及性・波及性 c. 事業化の可能性、その他の発展可能性	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の 4 段階で評価を行う。
	研究成果の優秀性	評価時点までの論文、特許等の研究成果の優秀性について評価する。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の 4 段階で評価を行う。
総合評価	上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		A：目標を上回った B：目標どおり C：目標の一部は達成 D：目標の達成は不十分 の 4 段階で評価を行う。

※ 1 評価は A B C D の 4 段階とする。

※ 2 各評価項目について、A：3 点、B：2 点、C：1 点、D：0 点として、評価項目毎に集計し、評価委員の人数で割った平均点（小数点第 2 位四捨五入）により、2.5 点以上を A 評価、1.5 点以上を B 評価、0.5 点以上 1.5 点未満を C 評価、0.5 点未満を D 評価とする。

※ 3 各評価項目の「総合評価」への反映基準として、以下とする。

- ① 評価項目のうち 1 項目以上が D である場合、総合評価は D
- ② 評価項目のうちすべてが C 以上である場合（③、④を除く）、総合評価は C
- ③ 評価項目のうちすべてが C 以上、かつ、3 項目以上が B 以上である場合（④を除く）、総合評価は B
- ④ 評価項目のすべてが B 以上（うち 1 項目以上が A）である場合、総合評価は A

別紙 3（平成 30 年度以降採択課題中間評価及び毎年度評価基準）

イノベーション創出強化研究推進事業（平成 30 年度以降採択課題） 中間・毎年度評価基準（基礎・応用研究ステージ）

評価項目	評価の視点	評価基準	配点
研究の進捗状況及び目標の達成度 配点：30 点	評価年度までの研究実施計画の進捗状況及び目標達成状況。	A：想定より高い B：想定通り C：想定よりやや低い D：想定より低い の 4 段階で評価を行う。	A：30 点 B：20 点 C：10 点 D：5 点
研究推進体制の構築状況等 配点：10 点	コンソーシアム内の構成員間の連携やコミュニケーションの状況等、良好な推進体制の構築状況。	A：良好 B：やや良好 C：やや不良 D：不良 の 4 段階で評価を行う。	A：10 点 B：6 点 C：3 点 D：1 点
研究費の費用対効果 配点：10 点	評価年度までに得られた研究成果に対する研究費及び今後の研究期間の研究実施計画における研究費の費用対効果。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の 4 段階で評価を行う。	A：10 点 B：6 点 C：3 点 D：1 点
今後の研究実施計画の妥当性 配点：20 点	今後の研究期間の研究実施計画の妥当性。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の 4 段階で評価を行う。	A：20 点 B：12 点 C：6 点 D：2 点
研究成果の優秀性 配点：20 点	評価時点までの研究成果の優秀性。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の 4 段階で評価を行う。	A：20 点 B：12 点 C：6 点 D：2 点
研究成果の社会実装への期待度 配点：10 点	研究期間終了後に想定される研究成果の社会実装への期待度及びその経済効果。	A：かなり期待できる B：期待できる C：やや期待できない D：期待できない の 4 段階で評価を行う。	A：10 点 B：6 点 C：3 点 D：1 点
上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		得点合計（100 点満点）	点

※1 評価は A B C D の 4 段階とする。

※2 評価項目のうち、「研究の進捗状況及び目標の達成度」は A：30 点、B：20 点、C：10 点、D：5 点とし、「今後の研究実施計画の妥当性」及び「研究成果の優秀性」は

A：20点、B：12点、C：6点、D：2点とし、その他の評価項目はA：10点、B：6点、C：3点、D：1点とする。

※3 評価項目ごとの評議委員の平均点を合計した得点によって以下の評価ランクとする。

A：100点～75点、B：50点～74点、C：25点～49点、D：24点以下

イノベーション創出強化研究推進事業（平成30年度以降採択課題） 中間・毎年度評価基準（開発研究ステージ）

評価項目	評価の視点	評価基準	配点
研究の進捗状況及び目標の達成度 配点：30点	評価年度までの研究実施計画の進捗状況及び目標達成状況。	A：想定より高い B：想定通り C：想定よりやや低い D：想定より低い の4段階で評価を行う。	A：30点 B：20点 C：10点 D：5点
研究推進体制の構築状況等 配点：10点	コンソーシアム内の構成員間の連携やコミュニケーションの状況等、良好な推進体制の構築状況。	A：良好 B：やや良好 C：やや不良 D：不良 の4段階で評価を行う。	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
研究費の費用対効果 配点：10点	評価年度までに得られた研究成果に対する研究費及び今後の研究期間の研究実施計画における研究費の費用対効果。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
今後の研究実施計画の妥当性 配点：20点	今後の研究期間の研究実施計画の妥当性。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。	A：20点 B：12点 C：6点 D：2点
研究成果の優秀性 配点：10点	評価時点までの研究成果の優秀性。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
研究成果の社会実装への期待度 配点：20点	研究期間終了後に想定される研究成果の社会実装への期待度及びその経済効果。	A：かなり期待できる B：期待できる C：やや期待できない D：期待できない の4段階で評価を行う。	A：20点 B：12点 C：6点 D：2点

上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。	得点合計（100 点満点）	点
----------------------------	---------------	---

- ※1 評価はA B C Dの4段階とする。
- ※2 評価項目のうち、「研究の進捗状況及び目標の達成度」はA：30 点、B：20 点、C：10 点、D：5 点とし、「今後の研究実施計画の妥当性」及び「研究成果の社会実装化への期待度」はA：20 点、B：12 点、C：6 点、D：2 点とし、その他の評価項目はA：10 点、B：6 点、C：3 点、D：1 点とする。
- ※3 評価項目ごとの評議委員の平均点を合計した得点によって以下の評価ランクとする。
A：100 点～75 点、B：50 点～74 点、C：25 点～49 点、D：24 点以下

別紙 4（平成 30 年度以降採択課題終了時評価基準）

イノベーション創出強化研究推進事業（平成 30 年度以降採択課題） 終了時評価基準（基礎・応用研究ステージ）

評価項目	評価の視点	評価基準	配点
研究目標の達成度 配点：30 点	終了時評価年度までの研究実施計画の目標達成状況。	A：想定より高い B：想定通り C：想定よりやや低い D：想定より低い の 4 段階で評価を行う。	A：30 点 B：20 点 C：10 点 D：5 点
研究推進体制の構築状況等 配点：10 点	コンソーシアム内の構成員間の連携やコミュニケーションの状況等、良好な推進体制の構築状況。	A：良好 B：やや良好 C：やや不良 D：不良 の 4 段階で評価を行う。	A：10 点 B：6 点 C：3 点 D：1 点
研究費の費用対効果 配点：10 点	終了時評価年度までに得られた研究成果に対する研究費の費用対効果。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の 4 段階で評価を行う。	A：10 点 B：6 点 C：3 点 D：1 点
次の研究ステージへの研究方向の妥当性 配点：20 点	得られた研究成果を次の研究ステージへつなげるための研究方向の妥当性。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の 4 段階で評価を行う。	A：20 点 B：12 点 C：6 点 D：2 点
研究成果の優秀性 配点：20 点	終了時評価年度までの研究成果の優秀性。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の 4 段階で評価を行う。	A：20 点 B：12 点 C：6 点 D：2 点
研究成果が社会・経済にインパクトを及ぼす期待度 配点：10 点	得られた研究成果が、生産者の所得向上や市場拡大等の社会・経済へ及ぼす効果の期待度。	A：かなり期待できる B：期待できる C：やや期待できない D：期待できない の 4 段階で評価を行う。	A：10 点 B：6 点 C：3 点 D：1 点
上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		得点合計（100 点満点）	点

※1 評価は A B C D の 4 段階とする。

※2 評価項目のうち、「研究目標の達成度」は A：30 点、B：20 点、C：10 点、D：5 点とし、「次の研究ステージへの研究方向の妥当性」及び「研究成果の優秀性」は A：

20 点、B：12 点、C：6 点、D：2 点とし、その他の評価項目はA：10 点、B：6 点、C：3 点、D：1 点とする。

※3 評価項目ごとの評議委員の平均点を合計した得点によって以下の評価ランクとする。

A：100 点～75 点、B：50 点～74 点、C：25 点～49 点、D：24 点以下

イノベーション創出強化研究推進事業（平成 30 年度以降採択課題） 終了時評価基準（開発研究ステージ）

評価項目	評価の視点	評価基準	配点
研究目標の達成度 配点：30 点	終了時評価年度までの研究実施計画の目標達成状況。	A：想定より高い B：想定通り C：想定よりやや低い D：想定より低い の4段階で評価を行う。	A：30 点 B：20 点 C：10 点 D：5 点
研究推進体制の構築状況等 配点：10 点	コンソーシアム内の構成員間の連携やコミュニケーションの状況等、良好な推進体制の構築状況。	A：良好 B：やや良好 C：やや不良 D：不良 の4段階で評価を行う。	A：10 点 B：6 点 C：3 点 D：1 点
研究費の費用対効果 配点：10 点	終了時評価年度までに得られた研究成果に対する研究費の費用対効果。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。	A：10 点 B：6 点 C：3 点 D：1 点
ビジネスモデルの明確性及び実現性 配点：20 点	得られた研究成果を社会実装するためのビジネスモデルの明確性及び実現性。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。	A：20 点 B：12 点 C：6 点 D：2 点
研究成果の優秀性 配点：10 点	終了時評価年度までの研究成果の優秀性。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。	A：10 点 B：6 点 C：3 点 D：1 点
研究成果による社会・経済にインパクトを及ぼす期待度 配点：20 点	得られた研究成果の社会実装により、生産者の所得向上や市場拡大等の社会・経済へ及ぼす効果の期待度。	A：かなり期待できる B：期待できる C：やや期待できない D：期待できない の4段階で評価を行う。	A：20 点 B：12 点 C：6 点 D：2 点

上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。	得点合計（100 点満点）	点
----------------------------	---------------	---

- ※1 評価はA B C Dの4段階とする。
- ※2 評価項目のうち、「研究目標の達成度」はA：30点、B：20点、C：10点、D：5点とし、「ビジネスモデルの明確性及び実現性」及び「研究成果による社会・経済にインパクトを及ぼす期待度」はA：20点、B：12点、C：6点、D：2点とし、その他の評価項目はA：10点、B：6点、C：3点、D：1点とする。
- ※3 評価項目ごとの評議委員の平均点を合計した得点によって以下の評価ランクとする。
A：100点～75点、B：50点～74点、C：25点～49点、D：24点以下